

綱紀審査規程

(目 的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款第9条及び同施行規則第7条第4項の規定に基づき、本会の運営趣旨に反する行為をした者又は各種運営規程違反者の審査に関し必要な事項を定め、本会の会員（以下「会員」という。）がその業務に関し、宅地建物取引業法（以下「業法」という。）及び関係諸法令並びに本会の倫理規定等を遵守し、団体組織の規律を保持し、公益社団法人たる協会の社会的信用の高揚と会員の品位及び資質の向上を図るため、次のとおり定める。

(審査の手續)

- 第2条** 会員が定款の趣旨に反した行動をしたとき又は本会の名誉を著しく傷つけたとき、もしくは該当する事実を知った会員による申請があったとき、又は本会所定の正会員代表者変更届が提出されたときは、当該地区協議会において事実調査を行わなければならない。
2. 入退会規程第11条の規定は、正会員の代表者変更により新たに代表者となる者に準用する。この場合において、同条第9号中「入会申込者又は法人の役員、従業員」とあるのは「新たに代表者となる者」と、同条第10号中「法人の役員及び従業員（取引主任者を含む）」とあるのは、「新たに代表者となる者」と、「好ましくない者が含まれている場合」は「好ましくない場合」と読み替えるものとする。
3. 1項の規定により、当該会員の所属する地区協議会幹事長が懲罰に相当するものと判断したとき、又は正会員の代表者変更により新たに代表者となる者が、入退会規程第9条各号のいずれかに該当すると判断したときは、速やかに事実調査書を添付し、綱紀審査申請書を会長に提出しなければならない。

(審査の基準)

第3条 会員は、次の各号の一に該当するときは綱紀審査の対象となる。

- (1) 定款第9条に該当する者
- (2) 定款施行規則第7条4項に該当する者
- (3) 入退会規程第11条各号のいずれかに該当する者
- (4) 理事候補者選挙規程第2条に該当する行為をした者
- (5) 行政処分を受けた者及び法律に違反した者
- (6) 本会の規律を乱した者及び本会の運営に非協力的な者

(審査の開始)

- 第4条** 管理業務委員会（以下、「委員会」という。）は、会長から付託されたときは速やかに綱紀審査を開始しなければならない。
2. 委員会は、関係者から申請書に基づき事実関係につき事情聴取を行わなければならない。
3. 委員会は、必要に応じ現地調査を行うことができる。

(聴 聞)

第5条 委員会は、当該役員又は会員に弁明の機会を与えなければならない。

2. 正当な事由がなく2回以上欠席したときは、委員会は綱紀審査を終結することができる。

(懲罰の種類)

第6条 本会の会員に対する懲罰は、次に掲げるものとする。

- (1) 戒告
- (2) 権利の一時停止
- (3) 退会勧告
- (4) 役職の解任
- (5) 除名

(議決の方法)

第7条 懲罰の裁定は、委員会の議決によるものとし、委員の過半数の出席をもって開催し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(審査の終結)

第8条 委員長は、委員会が綱紀審査を終結したときは、会長に報告しなければならない。

2. 委員長は、理事会に綱紀審査結果について報告しなければならない。

(処 分)

第9条 会長は、委員長の綱紀審査報告に基づき、理事会に付議して処分を決定する。

2. 第6条5号に規定する除名処分については、定款第9条の規定により行う。

(通知義務)

第10条 前条による処分は、会長が地区協議会幹事長及び本人に直ちに書面をもって通知しなければならない。

(異議の申立)

第11条 処分に不服があるときは、本人は通知を受けた日から14日以内に会長に対し書面をもって異議を申立てることができる。

2. 会長は、異議申立書を受理した日から7日以内に委員会を開き、再度審議することを命ずる。
3. 委員長は、速やかに委員会を開き、綱紀審査を開始しなければならない。
4. 異議申立の審査に当たり、この規定の一部条項を省略することがある。
5. 異議申立の理由が薄弱なときは、これを却下する。

(非公開の原則)

第12条 この委員会の懲罰に関する会議は、公開しないものとする。

(公 表)

第13条 会長は、理事会において処分の決定をしたときは、事案により会員及び関係官公庁に公表することができる。

(秘密の保持)

- 第 14 条** 委員は、会員の懲罰に関する事案について、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2. 委員は、その職務を離れた後もまた同じものとする。

(職務処理の原則)

- 第 15 条** 委員は、その職務を行うときは、常に厳正かつ公正でなければならない。

(小委員会の設置)

- 第 16 条** 委員会は、懲罰事項の処理にあたって必要があるときは、小委員会を設置することができる。

(運営細則)

- 第 17 条** 委員会の綱紀審査に関する運営について、この規程に定めない事項で、定款及び他の諸規程に反しない限り、委員会の議決で定めることができる。

(規程の改廃)

- 第 18 条** この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。